

令和6年度決算に基づく尾道市健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.3	10.3
(11.54)	(16.54)	(25.0)	(350.0)

- 備 考
- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。
 - 2 () 内は、尾道市の早期健全化基準である。

<参考>各比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (すべての会計の実質赤字の比率)	市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

＜算定資料＞総括表 健全化判断比率の状況（令和6年度決算）

（単位：％）

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
342050	広島県	尾道市	－	－	8.3	10.3
団体区分	3.市					

（単位：％）

標準財政規模 （千円）	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	11.54	16.54	25.0	350.0
37,125,806	124,645	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

＜算定資料＞内訳1 実質赤字比率の状況（令和6年度決算）

団体名

広島県尾道市

（単位：千円）

会 計 名		歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰 り越すべき 財源(4) (5～9-10)	継続費通 次繰越額 (5)	繰越明許 費繰越額 (6)	事故繰越 繰越額 (7)	事業繰 越額(8)	支払繰 延額(9)	(5)～(9)に 係る未収 入特定財 源(10)	実質収支額 (11) (3)-(4)	地方債 現在高(12)
一般会計		68,415,489	67,752,039	663,450	468,581		1,472,908				1,004,327	194,869	59,645,735
一般会計等に属する特別会計	港湾事業特別会計	199,158	186,660	12,498								12,498	
	夜間救急診療所事業特別会計	80,810	80,810	0								0	
合 計		68,695,457	68,019,509	675,948	468,581	0	1,472,908	0	0	0	1,004,327	207,367	59,645,735

(分母比) 0.6 190

標準財政規模	37,125,806
実質赤字比率(%)	-0.55

↑ この比率は実質収支が黒字である場合、負の値です。
この場合は、「-」(比率なし)になります。

＜算定資料＞内訳2 連結実質赤字比率の状況（令和6年度決算）

団体名 広島県尾道市

（単位：千円）

会 計 名		実質収支額	(分母比)	
一般会計等	一般会計	194,869	0.5	
	一般会計等に属する特別会計	港湾事業特別会計	12,498	0.0
		夜間救急診療所事業特別会計	0	
	小 計	207,367	0.6	
標準財政規模		37,125,806	100.0	
実質赤字比率（％）		-0.55	※	

会 計 名		実質収支額	(分母比)
外 業 別 の に 係 る 特 別 会 計 等 の 公 営 企 業 に 属 す る 特 別 会 計	国民健康保険事業特別会計	38,283	0.1
	駐車場事業特別会計	0	
	介護保険事業特別会計	49,710	0.1
	後期高齢者医療事業特別会計	65,077	0.2

		会 計 名	資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	2,675,242	7.2
		下水道事業会計	372,586	1.0
		病院事業会計	5,592,381	15.1
	宅 地 造 成 事 業			
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	千光寺山索道事業特別会計	0	
		渡船事業特別会計	0	
	宅 地 造 成 事 業			
合 計			9,000,646	24.2
標準財政規模(再掲)			37,125,806	100.0
連結実質赤字比率 (％)			-24.24	※

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値です。
この場合は、「－」（比率なし）になります。

＜算定資料＞内訳3 実質公債費比率の状況（令和6年度決算）

団体名

広島県尾道市

（単位：千円）

	① 元利償還金の 額（繰上償還 額等を除 く。）	② 積立不足額を 考慮して算定 した額	③ 満期一括償還 地方債の1年 当たりの元金 償還金に相当 するもの（年 度割相当額）	④ 公営企業に要 する経費の財 源とする地方 債の償還の財 源に充てたと 認められる繰 入金	⑤ 一部事務組合 等の起こした 地方債に充て たと認められ る補助金又は 負担金	⑥ 公債費に準 ずる債務負 担行為に係 るもの	⑦ 一時借入金 の利子	⑧ 特定財源の額	⑨ 事業費補正に より基準財政 需要額に算入 された公債費	⑩ 災害復旧費等 に係る基準財 政需要額	⑪ 密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金（地 方債の元利償還 額を基礎として 算入されたもの に限る。）
令和4年度	8,132,532			1,068,066				890,528	416,454	5,218,317	149,119
令和5年度	8,361,185			1,035,651				857,336	373,271	5,452,918	156,862
令和6年度	8,230,118			1,080,659				901,045	346,549	5,274,560	166,633

	⑫ 標準税収入額 等	⑬ 普通交付税額	⑭ 臨時財政対策 債発行可能額
令和4年度	20,301,937	15,261,723	639,202
令和5年度	21,011,074	15,446,412	285,390
令和6年度	21,395,373	15,605,788	124,645

⑮ 地方財政法第 5条の3第4 項第1号の規 定に基づき総 務大臣が定め る額 （特別区のみ 記入）

	実質公債費比 率（単年度） （%）
令和4年度	8.3
令和5年度	8.3
令和6年度	8.4

実質公債費比 率（3カ年平均） （%）
8.3

実質公債費比率(単年度)
の計算式

$$= \frac{(\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}+\text{⑦})}{(\text{⑫}+\text{⑬}+\text{⑭})} - \frac{(\text{⑧}+\text{⑨}+\text{⑩}+\text{⑪}+\text{⑮})}{(\text{⑨}+\text{⑩}+\text{⑪}+\text{⑮})}$$

＜算定資料＞内訳4 将来負担比率の状況（令和6年度決算）

団体名

広島県尾道市

将来負担額 A

（単位：千円）

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、 貸付)		
59,645,735	0	11,225,610	0	8,982,473	0	0	0	0	0	0	0

（分母比）

190

36

29

充当可能財源等 B

（単位：千円）

充当可能基金	充当可能 特定歳入		基準財政需要額 算入見込額
		うち都市計画税	
14,472,251	10,153,094	9,627,386	51,998,769

（分母比）

46

32

31

166

将来負担額 A		—	充当可能財源等 B		A − B		将来負担比率（%）
79, 853, 818	255		76, 624, 114	245	3, 229, 704	10	
					=		=
標準財政規模 C		—	算入公債費等の額 D		C − D		10. 3
37, 125, 806	119		5, 787, 742	19	31, 338, 064	100	

令和6年度決算に基づく尾道市資金不足比率

会 計 名	資金不足比率 (%)
尾道市水道事業会計	—
尾道市下水道事業会計	—
尾道市病院事業会計	—
尾道市千光寺山索道事業特別会計	—
尾道市渡船事業特別会計	—

- 備 考
- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。
 - 2 経営健全化基準は、各会計ごとに20.0%である。

<参考>比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支に当たる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

＜算定資料＞公営企業会計に係る資金
不足比率(令和6年度決算)

共通事項 法適用企業									公営企業会計に係る資金不足額等 法適用企業																
地方 公共 団体 コード	都道府 県名	市区町 村名等	団 体 区 分	標準財政 規模 x	特別会計名	事業 区分	宅 造 区 分	法 適 用	(1)							(2) 算入地方 債	(3)					(4) 地方債残 高(宅造)	(5) 長期借入 金(宅造)	(6) 令3条1 項の額・ 令4条の 額	
									a-b-c-d- e(-f)	流動負債 a	控除企業 債等 b	控除未払 金等 c	控除額 d	PFI建設 事業費等 e	土地前受 金 f (宅造)		g-h-i(-j)	流動資産 g	控除財源 h	控除額 i	土地評価 差額 j (宅造)				
342050	広島県	尾道市	3	37,125,806	水道事業会計	水道	1	法適	692,513	964,103	271,590						3,367,755	3,367,755			-				▲ 2,675,242
342050	広島県	尾道市	3	37,125,806	下水道事業会計	下水道	1	法適	358,464	1,030,524	672,060						731,050	731,050			-				▲ 372,586
342050	広島県	尾道市	3	37,125,806	病院事業会計	病院	1	法適	1,870,673	2,466,923	596,250						7,463,054	7,463,054			-				▲ 5,592,381
共通事項 法非適用企業									公営企業会計に係る資金不足額等 法非適用企業																
地方 公共 団体 コード	都道府 県名	市区町 村名等	団 体 区 分	標準財政 規模 x	特別会計名	事業 区分	宅 造 区 分	非 適 用	(1)	(2)	(3)							(3') 繰上充用 金	(3'') 土地収入 見込額 (宅造)	(4) 地方債残 高(宅 造)	(5) 長期借入 金(宅 造)	(6) 令3条1 項の額・ 令4条の 額	(7) 解消可能 資金不足 額	(8) 資金不足 額・剰余 額(連結 実質赤字 比率)	
									歳出額	算入地方 債	s-t1-t2- t3-t4- t5+t6	歳入額 s	継続費通 次繰越額 t1	繰越明許 費繰越額 t2	事故繰越 繰越額 t3	事業繰越 繰越額 t4	支払繰延 繰越額 t5								未収入特 定財源 t6
342050	広島県	尾道市	3	37,125,806	千光寺山索道事業特別会計	観光施設	1	非適	81,322		81,322	81,322								-		0	0	0	
342050	広島県	尾道市	3	37,125,806	渡船事業特別会計	交通	1	非適	52,773		52,773	52,773								-		0	0	0	

※団体区分の 3 は一般の市である。
※宅造区分の 1 は宅地造成事業を行っていない会計である。
※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。

＜算定資料＞公営企業会計に係る資金
不足比率(令和6年度決算)

共通事項 法適用企業									(14) 合計 8,640,209 → → → → → → → → 23.3 (単位:千円)											
地方 公共 団体 コード	都道府 県名	市区町 村名等	団 体 区 分	標準財政 規模 x	特別会計名	事業 区分	宅 造 区 分	法 適	(7) 解消可能 資金不足 額	(8) 資金不足 額・剰余額 (連結実質 赤字比率)	(9) 資金不足 額(資金不 足比率)	(10) 営業収益 の額-受託 工事収益 の額	うち指定管 理者利用料 金	(11) k+l (宅造の み)	資本+負債 k	PFI建設事 業費等のう ち流動負債 に係るリー ス債務 l	(12) 事業の規 模 (10)or(11)	資金不足比 率(9)/(12) (%)	(13) 繰越欠損 金	標準財政 規模比 (8)/x (%)
342050	広島県	尾道市	3	37,125,806	水道事業会計	水道	1	法適	0	2,675,242	－	3,173,070		－			3,173,070	－	0	7.2
342050	広島県	尾道市	3	37,125,806	下水道事業会計	下水道	1	法適	0	372,586	－	761,385		－			761,385	－	0	1.0
342050	広島県	尾道市	3	37,125,806	病院事業会計	病院	1	法適	0	5,592,381	－	11,294,678		－			11,294,678	－	1,123,940	15.1
共通事項 法非適用企業									(単位:千円)											
地方 公共 団体 コード	都道府 県名	市区町 村名等	団 体 区 分	標準財政 規模 x	特別会計名	事業 区分	宅 造 区 分	非 適	(9) 資金不足 額(資金不 足比率)	(10) 営業収益 の額-受託 工事収益 の額	うち指定管 理者利用料 金	(11) 資本+負債 (宅造の み)	(12) 事業の規 模 (10)or(11)	資金不足 比率 (9)/(12) (%)						標準財政 規模比 (8)/x (%)
342050	広島県	尾道市	3	37,125,806	千光寺山索道事業特別会計	観光施設	1	非適	－	213,153	213,153		213,153	－	***	***	***	***	***	－
342050	広島県	尾道市	3	37,125,806	渡船事業特別会計	交通	1	非適	－	2,295	0		2,295	－	***	***	***	***	***	－

※団体区分の 3 は一般の市である。
 ※宅造区分の 1 は宅地造成事業を行っていない会計である。
 ※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。